

内部統制制度の導入及び運用の流れ

業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供するため、次のとおり令和4年度から内部統制制度を導入することとし、次に示すように制度の運用を行っています。

1 制度の趣旨

第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月16日）の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による一部改正。以下同じ。）により、地方公共団体に内部統制制度が導入されました。

都道府県及び指定都市は本制度を導入するよう義務付けられ、令和2年度から施行されていますが、指定都市以外の市町村には本制度を導入するよう努力する義務が課されています。

2 内部統制に関する方針

地方自治法の一部改正により、内部統制制度を導入する市町村には「内部統制に関する方針を策定すること」が求められていることから、次の考え方を踏まえ「呉市内部統制に関する方針」を定めました。

(1) 内部統制の目的

総務省が策定した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月策定。以下「ガイドライン」といいます。）においては、内部統制の導入により、次の四つの目的が達成されることが求められています。

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること。

イ 財務報告等の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。

ウ 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守すること。

エ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。

これら四つの目的を達成することにより、業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供していきます。

(2) 内部統制の対象事務

ア 財務に関する事務

イ 適正な管理及び執行を特に確保する必要がある事務

地方自治法の規定により、「財務に関する事務」については、必ず取り組むことが求められています。また、必要に応じて、市長が認める事務を対象として追加することが可能であることから、「適正な管理及び執行を特に確保する必要がある事務」を内部統制の対象事務とします。

(3) 内部統制の有効性の確保

本方針に基づく内部統制は、上下水道局及び行政委員会を含めた全庁的な体制を整備し、組織的に取り組むこととします。また、その取組については、評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、適宜、見直しを行うこととします。

3 内部統制制度の運用

内部統制制度の運用に係るPDC Aサイクルの流れは、次のとおりです。
 なお、評価対象期間は、毎会計年度の4月1日から翌年3月31日までです。

